

家畜衛生だより

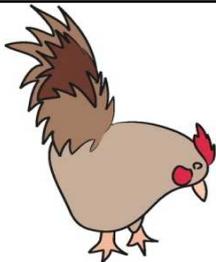
平成25年5月 第5号
東部家畜防疫獣医師会
(社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/nourinsui/kaho/toubu/index.html>

○中国で鳥インフルエンザA(H7N9)の発生が続いています！

最近の鳥での発生

平成25年4月22日
江蘇省南通市海安県の鳩農家
死亡なし、340羽を淘汰

4月4日以降 12件発生しています。



2013年4月22日現在

※出典: OIE WAHID

★農場への疾病侵入防止のため

再度、飼養衛生管理の徹底をお願いします！！

○立ち入り制限 ○車両消毒 ○踏込消毒槽 ○防鳥ネット
○来場者の記録・保管

- ・発生国への渡航は、従業員も含めて自粛しましょう
- ・他地域においても畜産施設への立ち入りは避けましょう
- ・海外からの携行品にも注意しましょう

おかしいな？
と感じたら

東部家畜保健衛生所 TEL 0475-52-4101
FAX 0475-52-3335

※休日、夜間は転送されますので
必ず5回以上のコールをお願いします。

高病原性鳥インフルエンザの 通報要件が見直されました!!

死亡の原因が高病原性鳥インフルエンザ以外によることが
明らかの場合について、特定症状に該当しないものとして差し支え
ない場合の例(通報の例外)が追加されました!

家きん舎毎に1日の家きんの死亡率が直近21日間
における平均の死亡率の2倍以上になる場合

管轄の家畜
保健衛生所
へ通報

【通報の例外】

死亡率が2倍になった原因が。。。

- ・飼養管理のための設備の故障による原因
- ・気温の急激な変化による場合
- ・火災、風水害による場合
- ・その他の非常災害等による場合
- ・平均死亡率0羽の鶏舎で1羽死亡した場合

通報の
必要なし

追加

- ・21日齢以下のひなが死亡していても、そ
の家きん舎におけるひなの平均的な死亡
率の2倍未満の場合
- ・強制換羽中の家きんが死亡していても、そ
の家きん舎における強制換羽による平均
的な死亡率の2倍未満の場合



今回追加された通報の例外を適用するためには、家畜保健衛生所
と相談し、平均的な死亡率等を設定する必要があります。
ご不明な点は家畜保健衛生所までお問い合わせください。

(東部家畜保健衛生所: TEL 0475-52-4101)